

## 第4次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見発表文

殺人事件被害者遺族の会:宙の会の思いをお伝え致します。

宙の会は、20 事件の被害者「遺族」と、宙の会の活動趣意に賛同いただいている約 140名の「特別賛助会員」(警察 OB の方・各界の有識者の方及び地域の安全・安心を願う方々等)で構成されております。

根底には、私たちが繋いだ被害者33名の命がありました。

ある日突然に命を奪われ、声を発することのできない、**被害者の無念を代弁する**形で、要望・意見書の思いをお伝え致します。

### ○ その1

宙の会は、15年前・平成21年 殺人事件被害者遺族が「同じような遺族になって欲しくない」という趣意で発足しました。

その為には、先ずは時が来れば罪を問えないという「公訴時効制度の改正」これは急転直下1年で、平成22年4月27日刑事争訟法の改正に至りました。同時に掲げたのが、民事面においても罪を問う損害賠償判決に対する「代執行制度の確立」です。その訴えは、平成23年江田五月法務大臣以降、大臣が交代するたびに、陳情書を時に面談も含め、本年3月の小泉龍司法務大臣まで9回に及ぶ陳情をしております。

その思いが要望・意見書「**第一の書面**」です。

昨今では、給付金の増額等の被害者支援策の議論の高まりから、より充実した支援として犯罪被害者支援庁等の設立を求める議論も散見されておりますが、罪に問うべき加害者責任が平成16年の被害者基本法制定当初の法意から薄れて、翌17年以降の基本計画では公助の観点から国民の相互扶助に論点移行しているように感じています。民事面の責任を問う加害者責任の欠落及びそのことから生じる殺人事件の抑止効果の欠落に大きな疑問を抱いている宙の会の主張です。

本件対応としては、以前のように内閣府主管庁の力量をもって対処することが最善と考え、今後も陳情書提出には、法務大臣経由の訴えを継続致します。

### ○ その2

次いで、要望・意見書「**第二の書面**」です。

宙の会事件のうち7事件が長期未解決事件です。

うち1件は、犯人が特定され全国指名手配されている群馬県三ツ寺一家三人殺人事件です。

犯人は特定されていないが、犯人に直結する指紋又は DNA 型証拠の残っている事件が、柴又 3丁目女子大生殺人放火事件・名古屋市西区主婦殺人事件・世田谷一家四人殺人事件です。他に未解決ながら直結する証拠が明らかになっていない事件があるかもしれません。

柴又事件は発生から28年、名古屋西区事件は25年、世田谷事件は24年を迎えます。いずれも殺人という社会的反響の大きい事件です。警察当局も早期解決を目指して取り組んで頂きました。

しかし、警視庁及び愛知県警等の総力を挙げた捜査にも関わらずそれぞれ20年を過ぎて、未だ解決に至っておりません。

世田谷事件に関しては、数年前からオーストラリア ABC 公共放送及びアメリカ NBC ポットキャスト放送等海外でも取り上げております。その取材目的は、世界一安全・優秀と言われる警察日本で、なぜ解決できないのか？という取材きっかけのお話でした。結局のところ、日本の治安問題のバロメーターになっていると感じています。

海外では、DNA 活用捜査から、犯人の似顔絵を作成して、事件解決に至っております。DNA の遺伝子活用については、究極の個人情報であるが故に慎重な取り扱いをしなければならないことは理解できます。しかし、かけがえのない命を奪った加害者の人権と奪われた被害者の人権を比較衡量した場合、法意に基づいて守るべきは被害者の人権ではないでしょうか。だとするならば、人権を考慮した法律に基づくDNA活用は至極当然のことと考えます。現実:海外ではそのようになっています。

私たち遺族は、いや陰の被害者は、“いつか”犯人を捕まえてくださいという思いで、時効制度廃止に向けて取り組んだものではありません。やはり“すぐに”という慟哭の叫びをもって訴えたのです。

コールドケース捜査班としての特捜の取り組み体制となりました。しかし、実態は他の現象面対応の捜査に回るなど、警察内部から風化していると感じています。

事件日に「必ず捕まえます」という幹部のお話の反面、継続して捜査に従事できない担当刑事のいら立ちの言葉を耳にするたびに、涙が出るほど悲しくなります。

その訴えが「第二書面」です。

### ○ その3

「**第三の要望・意見書**」は、被害者支援の視点を、心から平等に見つめて頂きたいという訴えです。

事件解決のためには、犯人を知り得る人の情報提供が有力です。特に近年の匿名化社会、外国とのグローバル化に加え、交通網の発達及びIT化が進む中では、これまでの交番制度、実態把握のための巡回連絡制度、そして地域社会との安全・安心諸対策に限りが生じていると思われま

そのような中で、平成19年捜査特別報奨金(公的懸賞金)制度が発足しました。しかし、実態は費用も薄ければ効果も薄いという現況にあると思います。こと殺人事件情報に関しては、すでに人の命を奪う犯罪を有した者、この者の情報提供となれば、逆に狙われるというリスクも生じます。提供者の安全・安心を確保することは警察責務の当然任務ですが、ストーカー事件に見られる被害者無念の事例散見されることを考慮すれば、提供者が一時的に自ら離れられるほどの相当額をもって対処すべきと考えます。

費用対効果を考慮して、現在の限定的対策ではなく、平等の視点で一律に、実効性のある情報収集対策を望みます。

#### ○ その4

最後に、殺人事件対策の要諦ともいえる教育の重要性についての「**第四の要望・意見書**」です。

人はなぜ人を殺すのでしょうか？ 動物は闘争心から自らの命を守るため、或いは食料を得るため等 自然界の摂理があると思います。人間社会にそのような摂理は存在しません。

その導きは家庭教育の中で、或いは社会教育の中で、「人を殺したら死刑だよ」という場面と共に、「命の大切さを論ずる道徳教育」という学校教育に礎があると思います。

教科書要綱に基づく国策として、また 教える者・先生の意識醸成策として、さらに「悼みを学んだ」というより「非日常の経験を強いられた」遺族の実話教科書策として、学校教育:特に人格形成途上の中学生を対象とする道徳教育の徹底を願います。

以上、宙の会提出の4議案を塾考して頂きたく、会長小林賢二が、幹事藤堂早苗、特別参与土田猛同席の下、亡き被害者の本意を察して発表致しました。